

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年5月28日(木曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時59分 散会

付託事件

- (1) 令和2年請願第2号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 令和2年請願第2号 都市計画道路3・4・8号線の関連整備に関する請願

(2) 報告事項

(第2回定例会提出予定案件)

- ① 市道路線の認定及び廃止に関することについて (建設計画課)
- ② 土地の取得に関することについて (道路建設課)
- ③ 都第1号元吉田町都市下水路新設工事について (河川都市排水課)
- ④ 水戸市児童遊園に関することについて (公園緑地課)
- ⑤ 指定管理者の指定に関することについて (公園緑地課)

(3) その他

2 出席委員(6名)

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏 栄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
建設部技監兼 道路建設課長	安達茂君	河川都市排水 課長	大山裕己君
都市計画部長	加藤久人君	都市計画課長	柴崎美博君
建築指導課長	井原孝志君	公園緑地課長	上田航君

住宅政策課長 砂 川 和 敏 君

上下水道事業
管 理 者 荒 井 幸 君

水 道 部 長 伊 藤 俊 夫 君 水道総務課長 梶 山 哲 君

下 水 道 部 長 坪 貴 之 君 下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長 綱 島 卓 也 君 書 記 堀 江 良 君

午前10時 1分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

本日は、前回の委員会に引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、執行部の出席は、各部長及び各部筆頭課長並びに報告事項の関係課長として、最小限にとどめるとともに、出席者にはマスクの着用を依頼しておりますので、あらかじめ御了承願います。

また、委員会の会議時間の短縮を図るため、スムーズな議事進行に御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

それではこれより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

さきの令和2年第1回臨時会において当委員会に付託となりました、令和2年請願第2号 都市計画道路3・4・8号線の関連整備に関する請願につきまして、その写しをお手元に配付してございます。

それでは、初めに本請願の内容につきまして、事務局より朗読させます。

なお、先例・申し合わせにより、請願の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知お願います。

それでは朗読願います。

○事務局 朗読いたします。

都市計画道路3・4・8号線の関連整備に関する請願。

要旨。

昨年の県内の交通事故件数は8万5,800件、このうち高齢者運転事故は20%を超えて1万8,300件で、その割合は年々増加しております。特に、東京池袋で発生した高齢者の交差点事故等、アクセルとブレーキの踏み間違いなどによる操作ミスが目立っている状況の中、私たちの町内にあります(仮称)元台町五差路でも同様の事故が発生しました。吉田神社方向からスーパーマート方向への車が歩道に乗り上げ、植樹帯の木をなぎ倒して止まりましたが、すぐ逃げてしまいました。たまたまそこは横断歩道の信号待ちたまり場でしたが、人身事故は免れました。

このような状況を踏まえ、別紙図のとおり、ガードレールの設置を要望するものです。2点目は、当交差点に連続している都市計画道路3・4・8号線における残地(約幅6メートル掛ける長さ30メートル)ですが、毎年私たちの町内会で年2回の除草作業やごみ収集作業を実施しておりますが、最近はペットボトル、空き缶、ごみ等が不法に捨てられ、禁止の看板も効果はありません。

したがって、令和2年3月の町内会総会において、当残地を全面舗装、休憩施設、照明灯等の整備を要望する旨を全会一致で議決しました。なお、当残地(1564-1番地)の状況等につきましては、地形は幅が狭く、横が細長く不整形で、歩道より平均約1メートル程度高い段差が生じ、さらに、車両の出入りは交差点の付加車線があるので困難であります。また、以前当残地の行政財産の処分を市報で募集しましたが、買手はありませんでした。

このような現状を総合的に配慮し、地域の環境整備として、地方自治法第124条の規定により、上記の

とお祈願いたします。

令和2年5月1日。

水戸市議会議長，安藏栄様。

○飯田委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら、発言を願います。

松本委員。

○松本委員 私は、この請願には基本的には、採決して賛成のほうでよろしいかなというふうに思っています。

これは、都市計画道路を造った残地ですよ。ですから、名義は水戸市になっていますよね、これはね。そうすると、行政財産じゃなくて普通財産として残しているわけですよ。要するに、公募はしたんだけど売れなかったということは、普通財産じゃなきゃできないと思うんで、普通財産に残っているということですよ。

その辺の確認と、この近くに近い将来、間近なんだろうと思うんだけど、南消防署が移転しますね。この辺だろうと、私は分かんない、どこだろう。何かそんな話を聞いている。そういうことに鑑みて、そのときにここをどうにか水戸市のほうで整備をしていくという方向のほうがよろしいのかなというふうに私は思うんで、私の意見として、また皆さんの意見を聞いて、今日これ継続するというわけにはいかないでしょう。もう今日採決しちゃうんでしょ、これ。

○飯田委員長 皆さんの御意見聞いてですね。

○松本委員 一応、報告の中には入れておくんでしょ、6月の議会で、多分。

私の意見としてはそういうことです。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 私もこの請願の趣旨には賛成であります。

私も現地を見て、写真を撮ってきたんですけども、これが交差点の写真なんですけれども、この写真で分かるようになかなか交通量があって、確かにガードレールがないと危ないというふうに私は思いました。さっきの写真の反対側の交差点のところにも全くガードレールがないということで、確かにここも危ないというふうに思います。

1つお尋ねしたいのは、ここの交差点での交通事故というのは何件ぐらいあったのか、もし分かればお答えいただきたいと思います。

それから、残地の件ですよ。私も残地を見ましたけれども、買手がないというふうな話でしたが、段差があって狭くて細長くて、なかなか使い道がないようなところなんですけれども、しかし水戸市の市有地ですから、何らかの整備が必要だと思うんですけども、そういう計画はないのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 中庭委員の質問にお答えします。

交通事故に関しましては、請願があった場所では1件ということで聞いております。

それと、残地の利活用に関しましては、今後、松本委員がおっしゃったように消防署の利活用も含めて、

有効な土地の利用を検討してまいりたいと思っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 確かに、何かガードのための大きなポールが見受けられます。これだけでは確かに危ないので、私はガードレールをつけるべきだと思うんですけど、こういうところにはガードレールっていうのはつけられますよね。水戸市の予算の中でも、こういうような予算は組んでいるんでしょう。今、うなずいたから多分組んでいると思いますので、ぜひこのカーブにガードレールをつけていただきたいと思うんですけども。

それから、あともう一つは、南消防署がこのマルトの脇、白梅保育所の脇に移転しますよね。そうすると、ここの交通量はかなり増えてくるという中で、今言った南消防署との関係で利活用の計画があるというのは、どんな計画なんですか。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 中庭委員の御質問にお答えします。

当面、今年度から来年度にかけて、南消防署の建築が予定されております。そのときに、工事の資材置場としてまず利活用したいという協議がなされております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。ぜひ、この要望に沿って、水戸市の早急な対策対応を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 参考までに、ここの用途は何になっているの。

○飯田委員長 安達道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 松本委員にお答えいたします。

ここは宅地となっております。

○松本委員 違う、用途地域だよ。

○安達建設部技監兼道路建設課長 用途地域ですか。

○松本委員 都市計画法の用途地域。地目を聞いてんじゃねえよ。地目なんか何でもいいんだよ、あそこは市街化区域なんだから。

○飯田委員長 安達道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 第一種住居地域となっております。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 建蔽率は何%なの。

○安達建設部技監兼道路建設課長 建蔽率は60%。

○松本委員 60%。

○安達建設部技監兼道路建設課長 はい、すみません。

○飯田委員長 ほかに。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 私も現場を見てきました。というか、日常、ここのマルトで買物をしておりまして、この図面でいうと平面に見えますが、行った方は分かると思いますけれども高低差がありまして、非常にちょっと変則的な形で、交差点も自分が通るときも、ちょっと慎重になるような感じの危険なところでありまして、できましたらこの町内会の中での要望でもありますし、事故も起きたということで、願意に沿うようにできる限り要望に応じていただきたい。特に、ガードレールの設置とかしていただければと思いますので賛成です。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、本請願の取扱いにつきましていかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それではお諮りいたします。令和2年請願第2号を採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、これより挙手によりまして採決いたします。

令和2年請願第2号 都市計画道路3・4・8号線の関連整備に関する請願につきまして、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、令和2年請願第2号は採択すべきものと決しました。

本請願につきましては、ただいまのとおり次の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、本件は執行部に送付し、その処理の経過及び結果について報告を請求する旨、委員会報告に記載させていただきますので、併せて御了承願います。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

本日は、報告事項(1)から(5)のとおり、第2回定例会に提出を予定されております案件について説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、市道路線の認定及び廃止に関することについて、執行部から説明を願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、市道路線の認定及び廃止に関することにつきまして、御説明

申し上げます。

お手元の建設部建設計画課提出の資料を御参照願います。

今回は、認定が10件、廃止が2件の計12件となっております。

ページを返していただきまして、1ページ目をお開き願います。

市道の路線数及び延長の内訳でございますが、令和2年4月1日現在の路線数は7,670本、総延長で228万2,147.46メートルとなっております。

今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が8本の増、延長で580.21メートルの増となりますので、路線総数が7,678本、総延長228万2,727.67メートルとなります。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

市道認定路線等の内訳でございます。

認定となる路線といたしましては、開発行為による帰属が4本で、延長が361.33メートル、寄附による市道路線の認定が5本で、延長345.22メートル、再認定道路が1本で、延長97.92メートルとなっております。

次に、廃止でございますが、2本で224.26メートルとなっております。

これにより、増加本数は8本で、延長が580.21メートルとなっております。

続きまして、ページを返していただきまして3ページ目をお開き願います。

3ページから4ページにかけては、認定及び廃止につきましての路線名、起点、終点、延長、幅員、道路種別をお示ししてございます。左側の3ページが認定、右側の4ページが廃止の内容となっております。

ページを返していただいたあとの5ページから28ページ目までにつきましては、対象路線の位置図をつけさせていただいております。位置図につきましては見開きで、左側の奇数ページに道路認定路線図、右側の偶数ページに詳細図をお示ししてございます。今回認定となる路線につきましては5ページ目から24ページ目にかけて、廃止となる路線につきましては25ページ目から28ページ目にかけてお示ししてございます。

また、そのほかお手元のほうに参考資料といたしまして、道路実測図の資料のほうを併せて提出させていただいておりますので、後ほど御参照のほどお願いいたします。

以上、説明させていただきました案件につきましては、令和2年第2回定例市議会に議案として提出させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、土地の取得に関することについて、執行部から説明を願います。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 では、土地の取得に関することにつきまして御説明いたします。

建設部道路建設課提出の資料を御参照願います。

市道酒門358号線の用地といたしまして、水戸市元石川町字泉沢2503番4ほか37筆の土地につきまして、下記のとおり取得するものでございます。

1, 土地の表示といたしまして、水戸市元石川町字泉沢2503番4のほか37筆。面積は、宅地、畑、山林を合わせまして9,150.90平方メートルでございます。

2番としまして、取得価格は4,610万9,246円でございます。

3といたしまして、契約の相手方は、でございます。

続きまして、2ページの地図をお開き願います。

市道酒門358号線の事業区間のうち赤線で表示してある箇所が、今回の報告させていただきますところでございます。

市道酒門358号線は、水戸南インターチェンジの先の県道中石崎水戸線の交差点部から、市道常澄8-3656号線と主要地方道内原塩崎線の交差点までの延長約1,700メートル、道路幅員13メートルの事業を進めております。

次に、3ページをお開き願います。

用地取得箇所図のうち斜線部で表示させた箇所が、今回用地取得する38か所でございます。

以上、説明させていただきました案件につきましては、第2回定例市議会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上となります。

○**飯田委員長** 次に、都第1号元吉田町都市下水路新設工事について、執行部から説明を願います。

大山河川都市排水課長。

○**大山河川都市排水課長** 都第1号元吉田町都市下水路新設工事につきまして、御説明いたします。

お手元に配付してございます建設部河川都市排水課の提出資料を御参照願います。

1の工事名につきましては、都第1号元吉田町都市下水路新設工事でございます。

2の施工場所につきましては、元吉田町地内でございます。

3の工事概要でございますが、元吉田、米沢地区のうち約50.4ヘクタールの雨水を排除する幹線管渠を整備するとともに、道路冠水の低減を目的として、幹線市道39号線に大型側溝を整備するものでございます。

工事内容でございますが、ページを返していただきまして、裏面2ページの地図を併せて御参照願います。

青色の線で囲んである区域が、今回の都市下水路整備の排水区域である逆川右岸第四排水区の全体区域でございます。放流先は逆川でございます。

工事区間は赤色の線で表示してある区間で、延長が501.0メートルでございます。

また、黒の線で表示してある区間は、工事が完了している区間でございます。

次に、3ページの推進工平面図を御覧ください。

幹線管渠の工事箇所は、図面左側に起点と記載しております市道吉田54号線上の既存の両発進立坑から、図面右側に終点と記載してございます幹線市道39号線と市道吉田56号線の交差部までの区間で、施工延長は378.2メートルでございます。

施工方法は、半径1,200ミリメートルの中大口径管高耐荷力推進工事で、工法は泥濃式推進工法でございます。

4ページは、この幹線管渠の縦断面図でございますので、後ほど御参照願います。

次に、5ページの大型側溝平面図を御覧ください。

工事箇所は、幹線管渠の最上流となる幹線市道39号線の122.8メートル区間の両側に、道路排水を一時的に貯留することが可能な大型側溝を設置し、図面中央の灰色で表示した幹線管渠に接続するものでございます。

6ページは、この大型側溝の縦断面図・詳細断面図でございますので、後ほど御参照願います。

1ページにお戻りいただきまして、そのほかの工事内容といたしましては、3の工事概要(4)小口径管推進工以下、記載のとおりでございます。

4の契約金額につきましては、4億3,780万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、横田・酒井特定建設工事共同企業体でございます。出資比率は、構成員1が60%、構成員2が40%でございます。

7ページに、一般競争入札調書を付してございますので、後ほど御参照を願います。

なお、本工事につきましては、令和2年6月の第2回定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○**飯田委員長** 次に、水戸市児童遊園に関することについて、執行部から説明を願います。

上田公園緑地課長。

○**上田公園緑地課長** それでは、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、水戸市児童遊園に関することについて、御説明をいたします。

1の改正理由につきましては、開発行為による帰属に伴い、児童遊園4か所を新たに条例に追加するものでございます。

2の改正内容につきましては、お手数ですが2ページをお開き願います。

新旧対照表になってございます。表の左側が現行、右側が改正(案)となっております。

右側の改正(案)の表中、名称の欄3番目になります。網かけで水戸市河和田町水窪第3児童遊園、同様に、位置の欄に水戸市河和田町280番25を追加するものでございます。他の3か所の児童遊園につきましても、同様に名称及び位置を追加するものでございます。

また、施設の概要としまして、3ページから10ページにそれぞれ位置図と平面図がございますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

ページを1ページにお戻し願います。

3、施行期日につきましては、令和2年7月1日からいたします。

なお、参考といたしまして、現在の児童遊園数につきましては282か所ございまして、今回4か所合わせますと286か所となる見込みでございます。

最後になりますが、本件の水戸市児童遊園に関することにつきましては、令和2年6月の第2回定例市議会に議案として提出する予定となっております。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○飯田委員長 次に、指定管理者の指定に関することについて、執行部から説明をお願いします。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 引き続きよろしく申し上げます。

それでは、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、指定管理者の指定に関することについて、御説明をいたします。

1、理由につきましては、新たに4か所の児童遊園を追加指定するためでございます。

2、管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市河和田町水窪第3児童遊園から(4)の水戸市米沢町下組第1児童遊園までの4か所でございます。

3の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

指定の期間につきましては、令和2年7月1日から令和3年3月31日としてございます。

最後になりますが、本件の指定管理者の指定に関することにつきましては、令和2年6月の第2回定例市議会に議案として提出する予定となっております。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 以上で、第2回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

松本委員。

○松本委員 ちょっと参考までに聞かせていただきたいんですけど、この議案については私は全部賛成というふうに思っています。

この開発行為で認定される道路というのは、水戸市の名義になっているわけですよね。しかしながら、公道ではないと、まだね。認定を受けて初めて公道になるんですよね。ですから、水戸市がただ持っている土地なんですけれども、議会で議決されて初めて認定になるわけですね。

そういう場合に、今度は都市計画部のほうに話がいくんですけど、そういう場合にこの建築確認というのは下ろすんですか、これは。公道ではないですよ、ただ水戸市の持っている土地だよ、現在その道路は。こういうわけで認定しますよという感じで認定になると私は思っていますよ。だけれども、認定になる前にその道路を利用して、現況は道路だけど、道路じゃない、水戸市名義の土地があると。さっきの吉田神社の坂のあれと同じだ。そういう場合に、もう建築確認というのは下ろしちゃうんですか、これは。いかがですか。

[発言する者あり]

○飯田委員長 ちょっと待ってね。その他ということの質問ですか、これは。その他の部分。

○松本委員 今回の認定になっている部分の中で、建築工事が何とかがっているのを参考までに聞かせていただきたいんだ。

○飯田委員長 じゃ、ちょっと今、建築指導課長控えていますので、ちょっと。

○松本委員 だから、認定になってなきゃ公道じゃねえんだから、先に家が建つというのはどういうものかななんて不思議に思っているんですけど。

○飯田委員長 じゃ、今、建築指導課長を呼んでますけど、その他……

[発言する者あり]

○松本委員 俺は議案にしゃべっているわけじゃねえからね。参考までに聞いてんだから。認定は賛成だよ。

ただそれだけを聞いただけ。

○飯田委員長 じゃ、ちょっと暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時35分 再開

[井原建築指導課長 出席]

○飯田委員長 休憩前に引き続き再開します。

それでは、松本委員の質問に対しまして、井原建築指導課長から答弁を願います。

○松本委員 説明しないでいいの。

○飯田委員長 説明、今、言ってくれたということで。

○松本委員 説明したの。

○飯田委員長 ええ、部長から。

○松本委員 部長から説明したの。ああ、そう。

○飯田委員長 じゃ、井原課長。

○井原建築指導課長 松本委員からの御質問にお答えいたします。

水戸市道に認定される前に建築確認を下ろすことができるのかどうかという御質問についてでございますけれども、開発行為の完了検査を終えまして、検査済証の交付がなされたものにつきましては、その時点で建築基準法の道路に該当いたしますので、水戸市道に認定される前の状態であっても、建築確認を下ろすことができます。

以上でございます。

○飯田委員長 いいですか。

○中庭委員 だから、その認定がもしされなかった場合、どんなふうになっちゃうの。

○飯田委員長 いや、いいんですよ、もう。開発行為で認められているから。

[「認定がなくてもいいんだ」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 分かりました。そういうことで、事前の開発行為で、市の指導によって幅員とか隅切りとか、上下水道の管の大きさとかいろいろ指導して建築確認っていうのは下ろすんだと、開発許可申請を下ろすんだらうと思うのね。その道路部分が、今度は建設計画課のほうで認定にかけて、新たな水戸市道として寄附を受ける、こういう流れですよ。

だけでも、私がちょっと疑問に思ったのは、開発行為で当然、今、課長が言われるような説明だってことは分かっていますよ。分かっています。しかし、認定になって初めて公道になって、そして私は確認が下りるのかなと思っていましたんで、認定になる前にも確認が下りているということが、ちょっと私がすみませんがはっきりよく分からなかったんで、もうそれでいいんだと。

じゃ、最悪だよ、最悪、認定になんねえっちゃったらどうするの。何かがあつて。もう水戸市の名義には全部なっているけど。これはね、もう認定するということは、名義はもう水戸市の名義になっていると思

うのね。なっているよね、大森課長、そうですね。ですけれども、それで初めて水戸市名義にもなって認定に変わってくるわけなんだけれども、開発行為も下ろしているわけなんだけれども、私の素人考えでは、まだ水戸市の土地がこうあるだけだと、こういう感覚でいたんだよ。だけれども、認定になる前にもう建築確認が下りていることに対して、その辺をちょっと私も認識不足で分からなかったんで、先ほど質問をさせていただいた。

ですから、もう認定になる前提として、建築確認は下ろしていると。課長のほうで。そういうふうな感じでいいんですか。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 改めまして、松本委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法では、建築物を建てようとする敷地が建築基準法で認めている道路に接していなければならないと規定されております。開発行為によって築造された道路につきましても、建築基準法の道路に該当いたしますので、水戸市道に認定されることを前提としているわけではなくて、開発行為によって築造された道路という位置づけで確認を下ろすことになりまして、その後、水戸市道に認定されたことによって、建築基準法上の道路の種別は変わりますけれども、認定されている以前の状態でも建築基準法の道路に該当いたしますので、建築確認のほうは問題なく下ろすことができるように規定されております。

以上でございます。

○松本委員 ちょっと何だかしっくりきてねえんだけど、まあいいや。はい、了解。

○飯田委員長 その他ということで、じゃ、中庭委員。

○中庭委員 私は、市営住宅の家賃の減免について質問をしたい。

〔「それはその他だよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 その他です。

それで、市営住宅の家賃減免を前回の委員会で質問いたしましたが、そうしましたら、減免の規則をつくって、そして毎年6月に送っている市営住宅の入居者に対する収入申告書ですね、これを送付するときに一緒に送りたいということがありましたけれども、現状どうなっているのかお答えいただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○中庭委員 呼んでいただければ。

○飯田委員長 じゃ、住宅政策課長を呼びますね。じゃ、住宅政策課長お願いします。

〔砂川住宅政策課長 出席〕

○飯田委員長 それじゃ、大丈夫ですか。今、中庭委員さんもう一回。

○中庭委員 市営住宅の減免規則の改定ができたのかというのが1つ。

そして、6月に毎年市営住宅入居者に収入申告書を送付しているけれども、その改定になった家賃の減免制度を送ることができるのかというのをお尋ねしたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員さんの御質問にお答えいたします。

現在、減免の規則の改正を進めておりまして、間もなく事務処理が終わるという段取りになっております。

また、2つ目の質問の例年6月ということなのですが、現在は7月に送付をしております、本年度についても6月頃か7月の同じような時期には送りたいと思っております、そのときには一緒に案内も同封したいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の答弁では、まだ減免規則の改正はできていないという話なんですけれども、何でこんなに遅れちゃう。毎回いつも私この質問しているんですけど、何でまだできていないのかというのは何なんですか、これ。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、規則のつくりとか形とか文章の表現について、最終的な調整をしているところでして、今回新しく減免するという関係上、従前の制度との整合とか順位付けとかという部分がありまして、その辺の表現がちょっと今まで慣れなかったものですから、ちょっと時間を要しているという部分で、御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いずれにしても、最終段階に入っているというので、ぜひ家賃減免の規則を改正して、そして多くの入居者の方が家賃減免が受けられるようにしていただきたいと思います。

そして、家賃の減免件数が、平成28年度と比べて平成30年度は70件も家賃の減免が減ったんですけれども、なぜこれ減ったのか。そして、今回の家賃減免規則の改正によって減免の対象認定は増えるのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質疑にお答えいたします。

平成29年度と平成30年度で差があったということなんですけれども、平成28年度のこの数字を見ますと693件ということで、平成30年度と同じ数字となっております。実際、平成29年度は768件ということで突出しておるんですが、その辺の事情については我々もまだ分析をできていないところでして、特定の理由があるのかということについても、まだ確認ができていない状況でございます。

ただ、例年同じ方法で減免のお知らせもしております、その方法については変えておりませんので、特に事務手続上の問題であったというふうには考えておりません。

また、どれぐらいの世帯が増えるのかという2つ目の質問だと思うんですけれども、我々の推計ですと、約90世帯ほど対象者が増えるというふうに考えております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、新型コロナウイルスの関係で、私のところにも家賃がなかなか払えなくなってしまったと、収入も減ってしまったと、そして解雇にもなってしまったと。例えば、結婚式場に勤めていた方が、とても結婚式なんかできないという中でキャンセルが続き、この4月から仕事が全くなくなってしまったという例もありました。それから、タクシーの労働者の方も大幅に収入が減ってしまったということで、とても家賃

がなかなか払にくいという訴えもありました。

したがって、私はやっぱりそういう方々にきちんと家賃の減免が行われるようにするためにも、ぜひ今回の減免制度の周知徹底をお願いしたいと。

そして、今、90件ぐらい増えるんじゃないかということなんですけれども、市営住宅の入居者の中で、非課税世帯は前にも議会の答弁でも1,000件以上あるということなので、これらの世帯には全て家賃が減免されるようお願いをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 今回の制度改正につきましては、全戸を対象に案内のほうを配布したいと考えておりますので、周知のほうを徹底してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 もう一つ市営住宅の問題では、河和田住宅で今、建て替え工事が行われております。319号棟の30戸のうち、これまで入居者は何人、建て替えということになってこれまでの入居者は何人ぐらい入居できるのかお答えいただきたいというのと、今後のスケジュールはどうなっているのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

建て替えによりまして、引き続きお住まいになる方は、未定の方を含みまして約10戸というふうに今は考えております。

また、今後のスケジュールなんですけれども、9月以降に新しい住居に対する手続のほうを開始しまして、工事完了後の4月に入居というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひスムーズに行われるようお願いしたいと思います。

それから、もう一つは新市民会館の空中デッキのことで、新市民会館整備等調査特別委員会でもお話がありました。その特別委員会の中で、この空中デッキをどこの場所に造るかということについて、8款土木費、2項道路橋りょう費、4目の交通安全施設整備費から180万円を支出検討するという話がありました。そういう答弁がありましたけれども、もともとこの新市民会館と京成百貨店を結ぶ空中デッキについてはできないと、無理だと、議案をつくったんだけど、どちらについてもA案は歩道が狭くなったり、B案は私有地を使うために、地下通路と重なり合うために駄目だということがありました。

ですから、そういう中で、この180万円の支出をして、そして予備設計を進めると、場所もつくるといことなんですけれども、そういうことができるのか私は疑問なので、お答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今御質問いただきました、デッキができるかどうかというお話につきましては、さきの特別委員会の中でも、今までとは違って検討をさらに進めた結果、できる可能性がでてきたのでということで報告を差し上げ

た次第でございます。

ただ、詳細な場所につきましては、今、道路の管理者であります国土交通省の常陸河川国道事務所側と協議を進めているところでございますので、前回の特別委員会でも御報告差し上げたとおり、ある程度詳細なことが決まりましたら、その都度委員会のほうに報告させていただくということをお伝えしておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 前回の後で、この断念した理由の中に、新しい空中デッキを造るのに18億円もかかるというのがありましたが、今回はこれができるというふうに大幅に変わっちゃったんですね、これ。A案もB案も乗り越えられると。要するに、歩道が狭くならない、地下通路にも重ならないということができるということになったわけですね。だから、そういう点でいうと、今までの説明と全く違う。そして、180万円の予算の中でこれが検討できるということなんですけど、それは本当なんですか。そういうことができるのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

さきの委員会でもお話差し上げたとおり、今までできなかった理由につきましては、建物として、要は個人の建物等ともつながる形になったときに、いろいろ支障が出るということで前の検討はされておりましたが、今回は、道路管理者が行う道路の附属構造物である歩道橋というような扱いにすることによって、そういった問題がクリアできたというような話で、話が大きく進展しましたので、今回の検討に至っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はやっぱりこの建設の狙いというのは、説明としては新市民会館と水戸京成百貨店をつなぐということで、そういう点では一部の企業の人たちのための建設工事ではないかなというふうにも感じられますので、今、新型コロナウイルスで市民の皆さんの暮らしが大変になっている中で、こういうところに莫大なお金をかけるということは、私はやめるべきじゃないかなというふうに思います。そういうことで、こういう建設計画は中止すべきだというふうに思います。

あと、ちょっと水道部に質問したいんですけど、水道部は水道料金の支払い猶予について、市民の皆さんに宣伝していますよね。その結果、この支払い猶予を申請した件数ってどのぐらいあるんですか。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

水道部におきましては、4月20日から1階の料金の受付窓口におきまして、市民の皆様から支払い猶予関係ですね、水道料金を含めまして、今後の使用料等の受付を行っているところでございますが、水道料金につきましては、5月27日現在で42件の猶予の申請を受けたところでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 皆さんからは、水道料金を2か月間、2回滞納すると水道が止められてしまうということで、今、収入も減っている、暮らしも大変という中で、何とか支払い猶予あるいは減免してもらえないかという

相談があるわけなんですけれども、その点で、水戸市は今でも2回以上滞納すると水道を止めてしまうということをやっているんですか、これは。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

水道部におきましては、実際に止めているかいないかということであれば、止めている場合もあります。

ただ、止めるに当たりましては、使用者の方とお話をしまして、その水道使用量等の納入の方法につきまして御協議させていただいて、それで2回を超える場合であっても、納入のほうの計画書等の作成をした上で、実際に止める行為を行わないような場合もあります。水道部のほうに納入について難しい場合については、御協議をいただければきちんと相談をした上で対応をしているのが現状でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、新型コロナウイルスの関係で、さっきも話したように失業してしまった、収入が大幅に減ってしまった、そしてもう家賃も水道料金もなかなか払えないという方がたくさん今増えていらっしゃるというのが現状ですよ。確かに、今回特別定額給付金10万円の給付があって、皆さんこれから助かると思うんですけれども、しかし、そうであっても市民の暮らしは非常に大変だというのが実態なので、しっかりと支払い猶予、そして同時に、生活苦による支払いの滞りによる水道供給の停止、こういうのはやめていただきたいと思いますが、再度答弁を求めて私の質問は終わります。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 中庭委員の御質問にお答えをいたします。

水道の使用料金につきましては、使った分の対価として使用料をいただいておりますので、支払いにつきましてはしていただくというようなことが基本的な考え方でございます。その支払う部分に当たって、今お話のありましたように、生活が苦しいというような場合には、先ほども申しましたが、きちんと相談をしていただいた上で、水道料金の納入についてきちんと計画を立てた上で、分割をして納めていただくというような対応を取っておりますので、これからも同じように対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時59分 散会